

## 指定居宅サービス、指定介護予防サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、下記事業所を「介護保険法」の規定に基づき、平成 26 年 9 月 1 日付けで指定の一部の効力を停止しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 法人名

法人名：医療法人社団 拓心会  
所在地：札幌市豊平区豊平 4 条 12 丁目 1 番 7 号  
代表者：理事長 紺野 拓志（この ひろし）

#### 2 事業所名

事業所名：幌西デイサービスセンターいろり  
所在地：札幌市中央区南 8 条西 17 丁目 3 番 26 号  
                    ニューフロンティア南 8 条館 1 階  
管理者：鈴木 康平（すずき こうへい）

#### 3 事業の種類

通所介護、介護予防通所介護（平成 26 年 5 月 1 日指定）

#### 4 行政処分の内容

##### (1) 行政処分の内容

指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの新規利用者への提供に対する指定の効力の 1 か月間の停止

##### (2) 期間

平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで

#### 5 行政処分の理由

新規指定申請時の生活相談員について、実際は 1 ヶ月遅れて採用されることを知りながら、事業開始当初から在籍するような虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

（介護保険法第 77 条第 1 項第 9 号及び同法第 115 条の 9 第 1 項第 8 号）